

令和2年3月17日

各 位

名古屋税関

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について（協力依頼）

平素は、税関行政の円滑な運営に当たり、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、我が国においても、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される中、当関が管轄する地域でも、多くの感染者の発生がございます。

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、患者増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の終息を目指すこととしており、当関においても、入出国旅客や乗組員の皆様への検査等の際には、必要に応じて手袋やマスク、防護衣を着用した上で実施するほか、職員に対しては、日頃から手洗いとうがいの励行等に加えて、日々の検温を含め自身の体調管理を徹底させるとともに、時差出勤を実施するなど、同ウイルスへの感染拡大防止に努めているところです。

つきましては、名古屋港湾合同庁舎をご利用いただく皆様の感染拡大防止の徹底を図る観点から、当面の間、窓口への書類提出等の機会をできるだけ減らしていただくほか、税関手続に関する各種相談については、電話や電子メールの活用に加えて、咳・発熱等の症状がある方や体調がすぐれない方におかれましては、税関へのご来庁をお控えいただきたく、お願い申し上げます。

なお、名古屋港湾合同庁舎においては、ご来庁者の皆様には、入庁時の検温等を実施させていただき予定としておりますので、併せてお願い申し上げます。

また、同症状がない場合も、税関庁舎内の窓口等を訪れになる際には、必要に応じてマスクを着用いただくほか、庁舎内手洗い場において、手洗いとうがいを実施していただきたいと考えております。

何かとご不便をお掛けすることもあるかと存じますが、本件趣旨についてご理解の上、ご協力をお願い申し上げます。

【本件に関するお問合せ先】

名古屋税関 総務部総務課総務第1係
電話 052-654-4010